独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社アンビスホールディングス	コード	7071
提出日	2026/11/27	異動（予定）日	2026/12/18
独立役員届出書の提出理由	第10回定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）															異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	該当なし	
1	牛込　伸隆	社外取締役	○																○		有
2	山田　剛史	社外取締役	○																○		有
3	西山　正德	社外取締役	○																○		有
4	花田　拓也	社外監査役	○																○		有
5	菅原　貴弘	社外監査役	○																○		有
6	阿部　信一郎	社外監査役	○																○		有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当事項はありません。	牛込伸隆氏は、上場会社の代表取締役としての豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。また、左記のとおり同氏は上記ａからoのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
2	該当事項はありません。	山田剛史氏は、上場会社の創業者の一人であり、取締役としての豊富な経験を有していることに加え、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。また、左記のとおり同氏は上記ａからoのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
3	該当事項はありません。	西山正德氏は、厚生労働省において、保険局医療課長として急性期入院医療を対象とした診療報酬の包括評価制度（DPC）の企画・導入及び中央社会保険医療協議会の調査専門組織の新設を主導するなど、多大な功績を残しており、また、一般社団法人メディカル・プラットフォーム・エイシアの代表理事及び株式会社国際医療戦略研究所の代表取締役を務めるなど、国内外の医療分野におけるその専門的知見及び人脈を活かし、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。また、左記のとおり同氏は上記ａからoのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
4	該当事項はありません。	花田拓也氏は、公認会計士として国内の多数の上場企業の法定監査やアドバイザリー業務を経験しているほか、シーラテクノロジーズ株式会社執行役員CFO管理本部長及びマスターピース・グループ株式会社執行役員CFOを歴任し、また、自らが代表社員を務めるHGC合同会社を経営するなど、経理・総務・情報システムなどのコーポレートガバナンスやコンプライアンス全般にかかる豊かな幅広い経験と見識を有しているため、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また、左記のとおり同氏は上記ａからoのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
5	該当事項はありません。	菅原貴弘氏は、上場企業の創業者であり、代表取締役としての豊富な経験を有していることに加え、デジタル領域におけるリスクマネジメント等に関する豊富な経験と深い見識を有していることから、幅広い経営的視点及びリスクマネジメントの観点による監査を期待し選任しております。また、左記のとおり同氏は上記ａからoのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
6	該当事項はありません。	阿部信一郎氏は、弁護士として、日本における国内外の企業再編・倒産法の先導的な専門家の１人であり、事業の再編・再生に必要なM&Aを含む取引に関する著名なアドバイザーであるほか、中央大学法科大学院及び国士舘大学法学研究科の客員教授にも就任しており、実務及び学問の両面から、企業法務にかかる豊かな経験と幅広い見識を有しているため、当社の社外監査役として適任であると判断しております。また、左記のとおり同氏は上記ａからoのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

４．補足説明

菅原貴弘氏が代表取締役を務める株式会社エルテスとは、2019年9月19日～2019年10月10日、2023年10月18日～2024年10月17日、2025年4月9日～2025年7月8日、2025年10月17日～2026年1月16日の期間、業務委託契約を締結しておりましたが、同法人への支払金額は、同法人の売上の0.2%程度と少額なものであるため、属性のチェック項目のどちらにも該当しないものと判断しております。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役又は会計参与
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主又はその業務執行者
　　j.　上場会社が主要株主である者の業務執行者
　　k.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社の株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者（本人のみ）
　　m.　上場会社が株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者（本人のみ）
　　n.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　o.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～oの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～oのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。